

郡山市告示第275号

郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）第21条第1項及び第36条第1項の規定により、令和7年度及び令和8年度予算の執行において、郡山市が発注する一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の1つとして、市長があらかじめ定めた有資格業者名簿の登録の手法について、規則第21条第3項又は第36条第2項の規定に基づき告示する。

なお、平成7年郡山市告示第131号（郡山市を発注者として、指名競争入札の方法により工事若しくは製造の請負、物品調達又は建築物等維持管理業務委託の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等）は、令和7年3月31日をもって廃止する。

令和6年9月6日

郡山市長 品川 万里

第1 対象とする競争入札の区分

- 1 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事）
- 2 測量等（測量若しくは工事の設計又は工事に関する調査）又は製造・販売（製造（地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第1項に規定する物品の製造を除く。）及び工事に係る建設資材の購入）
- 3 物品調達（物品の購入、製造の請負若しくは修繕若しくは売払い（以下「物品の購入等」という。）又は物品の賃貸借（以下「リース・レンタル」という。））
- 4 業務委託（測量等を除く全ての業務委託）

第2 競争入札に参加することができない者

次の各項のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当する者
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実があった後2年を経過しないもの
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に建設工事、測量等及び業務委託を粗雑にした者、製造・販売及び物品調達の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者又は故意に不完全な履行をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり当該職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
- 4 契約に関して保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から2年を経過していない者
- 5 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）の審査に関する申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）に故意に虚偽の事項を記載し、提出した日から2年を経過していない者
- 6 役員等が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者
- 7 建設工事の請負契約にあっては、審査基準日（必要な資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。）の直前の営業年度の終了日の直前1年（以下「審査対象年」という。）に係る経営事項審査を受けていない者及び当該経営事項審査による総合評定値通知書において工事種別年間平均完成工事高のない者
- 8 建設工事の請負契約にあっては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者（従業員が5人未満である個人事業所の場合等で、法令の規定により適用が除外される場合を除く。）
- 9 測量等又は製造・販売、物品調達若しくは業務委託にあっては、審査基準日の直前2年間の営業年度において取扱高のない者
- 10 申請書等で国税及び市区町村税に滞納があると確認された者
- 11 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行い再生手続開始が決定した後再生計画の認可が決定していない者（建設工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で再生手続開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていないものを含む。）並びに会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行い更生手続開始が決定した後更生計画の認可が決定していない者（建設工事の請負契約に係る資格の審査を受けようとする者で更生手続開始申立て日以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていないものを含む。）

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

資格は、郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）の規定に基づき、申請書等により審査の上、市長が認定するものとする。

第4 資格審査の対象とする業務の区分

資格審査の対象とする業務は、別表に掲げる業務とする。

第5 資格審査の申請等の時期

資格審査の申請等の時期については、次の各項に定めるところによる。

ただし、市長が特に必要と認める場合においては、この限りでない。

1 本登録申請

- (1) 申請受付期間 令和6年10月1日から令和6年11月29日まで
- (2) 登録有効期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 審査基準日 令和6年7月1日

2 随時登録申請

- (1) 申請受付期間 令和7年4月1日から令和9年1月31日まで
- (2) 登録有効期間 申請日の属する月の翌々月の1日から令和9年3月31日まで
- (3) 審査基準日 申請日が属する月の1日

第6 申請の方法

1 オンラインによる申請

資格審査の申請をしようとする者は、原則として、インターネットを利用して郡山市オンライン申請サービスのサイトにアクセスし、画面上の申請フォームに必要な事項を入力することに加え、申請に必要な書類を添付して送信しなければならない。

郡山市オンライン申請サービス（令和7・8年度競争入札参加資格審査申請）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/072036/ea/residents/procedures/apply/d0cb5192-637d-4f0e-b4e5-2f3fd279178a/start>

2 紙媒体による申請

郡山市内に本店を有する者でオンラインによる申請が困難なものについては、前項の規定によらず紙媒体による申請を行うことができる。

ただし、1つの申請書類をオンラインによる申請及び紙媒体による申請に分割して申請することはできない。

(1) 提出方法

ア 郵送による提出

申請受付期間の最終日必着とし、一般書留又は簡易書留など期限までに到着したことが確認できる方法により提出すること。

イ 持参による提出

申請受付期間内（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午前11時30分から午後1時までを除く。）に提出すること。

- (2) 提出書類 申請書を郡山市ホームページからダウンロードし、申請に必要な書類を添付し、提出すること。

郡山市ホームページ（令和7・8年度競争入札参加資格審査申請（本登録）の受付について）

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/118523.html>

- (3) 提出部数 1部

- (4) 提出先 郡山市財務部契約検査課（本登録申請の受付会場 郡山市役所別棟第4会議室）
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

別表（第3関係）

各登録区分における登録業種（種目）

(1) 建設工事

業種	
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	
左官工事	
とび・土工・コンクリート工事	
石工事	
屋根工事	
電気工事	
管工事	
タイル・れんが・ブロック工事	
鋼構造物工事	
鉄筋工事	
舗装工事	
しゅんせつ工事	
板金工事	
ガラス工事	
塗装工事	
防水工事	
内装仕上工事	
機械器具設置工事	
熱絶縁工事	
電気通信工事	
造園工事	
さく井工事	
建具工事	
水道施設工事	
消防施設工事	
清掃施設工事	
解体工事	

(2) 測量等又は製造・販売

分類	業種（種目）
測量等	地上測量
	航空測量

	土木設計
	建築設計
	調査（不動産鑑定）
	調査（地質調査）
	調査（補償コンサルタント）
	調査（その他の調査）
製造・販売	石材
	セメント
	鋼材
	木材
	油脂
	その他
	製造

(3) 物品調達

分類	種目
製造（販売）	機械器具類
	家具木工器具類
	印刷製本類
	看板・標識、徽章類
	衣料・縫製品類
	その他
販売	文房具・事務用機器類
	用紙類
	印章類
	教育用機器・教材類
	楽器・運動具類
	医療機器・医薬品類及び医薬部外品
	光学・理化学機器類
	電気・通信機械類
	工作・建設産業機械類
	車両・船舶類
	消防安全資材器具類
	厨房・暖冷房衛生器具類
	家具・木工具類
	衣料・寝具類
	皮革・ゴム製品類

	産業・衛生資材類
	油脂燃料類
	雑貨・雑類
	食料品・お茶類
	その他
リース・レンタル	事務用機器類
	通信機器類
	システム類
	医療機器類
	光学・理化学機器類
	建設機械類
	建設関係資材類
	照明機器類
	車両類
	その他
その他	資源回収

(4) 業務委託

分類	業種
市有建築物等の維持管理	冷暖房設備運転監視
	冷暖房設備保守点検
	自家用電気工作物保守点検
	消防設備保守点検
	昇降機保守点検
	自動ドア保守点検
	浄化槽保守点検
	浄化槽清掃
	緑地等維持管理
	建物清掃
	貯水槽清掃
	ボイラー缶体清掃
	排水管清掃
	ねずみ、昆虫駆除
	警備（常駐・巡回・駐車場）
	警備（機械）
	受付・案内
	室内環境測定
	ばい煙測定

	廃棄物収集・運搬・処分
	地下タンク漏洩検査
	水処理施設保守管理（上水道）
	水処理施設保守管理（上水道以外）
	水質検査
	設備等保守点検・管理
	電算関係
役務の提供	給食調理
	貨物運送
	旅客運送
	企画制作等
	行政計画策定
	各種調査
	計量証明関係
	その他